慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	民事法ノート (五) : 昭和二四年一月分
Sub Title	民事法ノート (五) : 昭和二四年一月分 : 民法、商法、民事訴訟法、勞働法
Author	田中, 實(Tanaka, Minoru) 高鳥, 正夫(Takatori, Masao) 伊東, 乾(Itō, Susumu) 須藤, 次郎(Sudō, Jirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1949
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.22, No.1 (1949. 1) ,p.52- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19490101-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民事法ノート（五）

昭和二四年一月分

参考　二三日　衆議院議員總選挙
同　日　最高裁判所裁判官國民審査
二七日　労資協議會
二八日　第五特別國會召集詔書公布

民法

この期間にも立法・判例にはみるべきものがないから、文献だけメモしておこう。

一、改正民法について、二つの新著が相ついで刊行された。その一は谷口知平・中川善之助兩教授の「親族法」（有斐閣）であり、その二は我妻榮教授の「改正親族・相續法解説」（日本評論社）である。前者は、谷口教授が民商法雜誌に連載された「新親族法講義ノート」（同誌第二十三卷第四號～卷末）をまとめられたものに、中川教授が經過規定である新民法附則についての解説を附加されたもので、新法律學全書の一部をなす。後者は、我妻教授が一年程前法律時報に連載された改正民法の解説に加筆せられたものである。定評ある三教授のことゆえ、いずれも要領のよい説明がなされており、まことに適當な參考書といえよう。ことに我妻教授のものには新舊法對照表もつけられており、改正の要點を知るのに便利である。

内容が簡明であるので、あえて問題を示すほどのこともないが、一つだけ疑點を指摘しておきたい。

新法七九五條によれば、夫婦養子の場合について配偶者と共に縁組をなすべき要件が定められているが、これに違反した縁組は有效であろうか。我妻教授は、意思欠缺により常に無效だとのべておられる（九〇頁）。谷口教授は一方では「無效と解される」（九八頁）としながら、しかも他方では「この要件に違反する縁組届は受理されないだろうが、誤って受理された時は、別に取消等の制裁がないから、有效に成立する」（九九頁）といわれ、必ずしも明確でない。

つぎに夫婦養子離縁の場合には、一方のみの離縁が可能であろうか。我妻教授は疑問を挾みつつも可能であると解され（一〇〇～一〇二頁）、谷口教授は一應不可能だといわれながらも（九九、一〇七頁）、更に場合をわけて考察され、「夫婦が養子となっている場合」には「一方のみの離縁を認めて婚姻關係はそのまま」とすることも可能であろうとしておられる（一〇七頁）。

思うに、夫婦養子が一體でなければならないとする以上は、縁組の場合も離縁の場合も同樣に解するのでなければ、理論的に一貫しないのではあるまいか（七九五條を強行規定と見て、一方のみの縁組が意思欠缺で無效だとするならば、一方のみの

離縁も同様に意思欠缺といわれねばならないであろう)。だが、七九五條そのものが倫理的な意義をもつものでなく(我妻教授『親族法』身分の規定の種類性をみとめておられない。一〇二頁参照。)、又この規定に違反して一方のみの縁組が成立しても取消等の手續が定められておらず、しかもその場合少くとも一方の意思は存在するのだからそれは有效だと解する。ごとも不可能ではないが、かくては配偶者の不知の間に一方のみの養子縁組又は離縁がなされる餘地があり、配偶者の相續權、その他の利益が不當に侵害されるおそれがある。従つて夫婦の一方のみについての養子縁組および離縁は、いずれも無效と解するのが正しいと思われる。

もし七九五條に違反して、夫婦の一方のみについて養子縁組の成立するも可なりというならば(少くとも一方のみの離縁をみとめるならば、結果は同じことになろう。)むしろ七九五條を削除して、初めから一方のみの縁組を肯定しただその際配偶者の同意を要件としておくべきではなかつたろうか(ドイツ民法一七四条後、スイス民法二六六條参照)。——家族制度を固執する舊思想との不徹底な妥協が、このような不合理をまねいたのではないか、と私は考える。

二、家族法のふくむ重要な問題と關連して、興味深い新著が出た。戒能通孝教授の「社會生活と家族法」(岩波書店)がそれである。法社會學の立場からエンゲルスの理論を具體的に展開するものとして注目すべき文献だが、その紹介は、ここでは長くなるので、別に振ることとした。

三、川島武宜教授が初めてものされた民法教科書「債權法講義」第一分册(近代思想社)を出された。講義案であるため論述にはムラがあるが、近代資本制社會における債權法の本質的構造ないし性格についてすぐれた分析が試みられており、その意味で、先頃山中教授の世に問われた「債權法總則講義」(本誌一〇號一〇頁参照)と共にユニークな地位を占めるものである。

ことに本書の特色は、「近代の債權をつくりだし、これを支えているところの歴史的な社會關係は、資本制的な生産關係そのものである」(頁五)というところから、資本の再生産過程における現象形態として債權の本質を把握し、債權法の構造を分析しておられる點である。そのかぎり、「資本論」に對する一通りの豫備的知識がないと理解し難いほど難解なものとなつているが、従來の傳統的な法解釋學の立場をこえるものとしてとくに高く評價せらるべき勞作だといえよう。

四、判例研究について、重要な文献が二種出た。その一は「判例民事法」第二四卷上、その二は「判例研究」第一卷(いずれも有斐閣)である。いずれも東京大學系統の諸學者から成る判例研究會の成果である。前者は長い傳統をもち、戦時中一時中絶したものの繼續で、すでに定評のあるところ、後者は前者をも吸收して新たに發足したもので、その將來は大いに期待されよう。

内容については、さし當つて問題とすべきこともないが、判例研究を裁判官國民審査制度とむすびつけ、従つて裁判官各メンバーの意見に對する批判を、もつとつつこんで試みてもよいのではあるまいか。或はアカデミックな研究の線から外れるか

もしれないが、判決内容をポピュラーなものにするためにも、裁判官の適格審査が必要ではないかと考えるのである。

尚、雑誌としては、法律時報十二月號所載の座談會「日本法學の回顧と展望」を特記しておきたい。一定の結論を導きだしたものではないが、多くの問題が暗示されており、日本法學史を考える場合の貴重な參考となりうるであろう。（四九・二・一四）

田中實

臨時法

「會社等臨時措置法等を廢止する政令」（三三・二・三）が制定公布された。昨年一二月六日に總司令部より發せられた「制限會社に關する規制の件」と題する覺書の中に、會社等臨時措置法の廢止に關する一節があつたが、それを具體化したものがこの政令である。（制限會社の改正については、法學研究二一巻一號民事法ノート参照）。

會社等臨時措置法は戰時における會社その他の法人に關する特例を定めたもので、その内容は當時の窮迫した社會情勢、例えば交通・通信の不便、物資の不足、戰爭による災害等の理由から設けられた規定が多かつた。そこで終戰後もそうした社會情勢の續く間は、なお存在の理由があつたため、戰時立法として直ちに廢止されることはなかつた。けれども同法は商法に定める株主の權利を種々の點で制限しているため、社會情勢が好轉しこうした例外規定が好ましくないという事情が生ずるならば、やがて廢止されるであろうことは豫想されていた。そこで制限會社令の改正と會社等臨時措置法の廢止とを命じたこの覺書の趣旨を說明したところの、一一月九日の總司令部渉外局の發表の中から、關係ある部分を抄錄してみよう。「右のような制限の撤廢により、會社の經營を能率的に、その資産の分散を防ぐため株主の責任は加重されるであろう。この責任の株主への移行に伴い、總司令部は會社等臨時措置法を撤廢するよう日本政府に指示した。この法律は戰時措置として會社の役員に廣汎な權限を與え、その結果株主の權利を、いちじるしく制限したものである。從つて日本がますゝ經濟の民主化に進むにつれて、この種の立法は必要かつ好ましからざるものと考えられるのである。」

この政令は會社等臨時措置法及び同法施行令を同時に廢止するものであるが、十條に及ぶ附則を有している點に注意しなければならない。附則によれば、この政令は昭和二四年一月十日から施行される（一條）が、會社等臨時措置法（以下舊法という）第二條から第三條ノ二まで及び第五條並びに同法施行令（以下舊令という）第一條から第二條ノ三まで及び第四條の規定は、昭和二四年四月三〇日まで效力を有する（二條）。そこで四月三〇日までは從前通り（A）資本金二〇萬圓未滿の株式會社の公告は、商法第一六六條第二項に定める方法によらず、店頭掲示の方法をとつても差支えなく、（B）千人以上の株主を有する株式會社が株主總會を招集する場合、定款に規定があれ

は三週間前に、總會を開く旨及び會議の目的たる事項を公告して、招集の通知に代えることができ、特別決議を要する事項も單に資本の生額以上に當る株主が出席して、その議決權の過半數で決めることができる。（C）戰災その他の災害により株主名簿を喪失した株式會社に、株主の氏名又は住所の知れない記名株式がある場合、株主總會招集の通知及び特別決議の定足數等については商法の特例が認められる。（D）日本興業銀行、日本興業銀行等の指定された株式會社の社債の登記について簡易な手續が認められる。なお四月三〇日までになされた社債の登記については、舊法第五條及び第八條並びに舊令第四條及び第一七條の規定は、その社債の總額の償還があつたことの登記が完了するまで效力を有する（五條）。

次にこの政令の施行前になした一定の行爲について、舊法又は舊令の規定が效力を有する場合がある。即ち株式會社がこの政令の施行前に、株主總會招集の通知を發し又はこれに代る公告をなした場合、その招集地については舊法第三條ノ三の規定は效力を有し（三條）、取締役又は清算人が舊法第四條ノ二の規定によつて、監督官廳又は裁判所の認可を得て株主總會の決議を要する事項について代決した場合、それに關係ある舊法第四條ノ二及び第八條並びに舊令第三條ノ八から第三條ノ一〇まで、及び第一三條ノ二の規定は效力を有する（四條）。合併をなす會社の一方若しくは双方又は資本を減少する會社が、その業務について官廳の監督を受ける場合、この政令の施行前に商法第一〇〇條第一項の公告をなしたときには、同項の規定による催告について舊法第七條第八條並びに舊令第一一條及び第一六條の規定は效力を有する（六條）。この政令の施行前になした行爲に對する罰則の適用については、舊法第九條の規定は效力を有する（七條）。

その他、會社等臨時措置法及び同法施行令の廢止に伴う社債等登錄法及び同法施行令の一部改正の規定が設けられている。即ち社債等登錄法第三條第二項を「社債ノ登錄ハ社債權者ノ請求ニ依リテ之ヲ爲ス」と改め、第七條の但書を削り（八條）、同法施行令第三七條ノ二を削除した（一〇條）が、これらはいずれも舊法第五條ノ二の規定の廢止に伴う改正である。そこでこの政令の施行前に、改正前の社債等登錄法第三條第一項第二號の規定に基いて登錄した社債については、改正前の社債等登錄法の規定はなお效力を有する旨の經過規定を設けている（九條）。（二四・二・一五）

高島正夫

民事訴訟法

一、法體制の更新

昭和二四年を迎へて、法體制は、かなり面目を改めた。職權證據調の否定・變更判決制度の新設・等、を含む民訴法中改正法が本年一月一日を期して施行せられたが、同時に、家庭裁判

所の設立を中心とする裁判所法の改正も發効してゐるのであつて、刑訴界の變貌ほどではないとしても、相貌の變化は、相當に顯著なものがある（本ノート第一、いし第四圖參照）。

二、國民審査

憲法七九條に基づく最高裁判所裁判官の國民審査が、衆議院議員總選擧の一月二三日、同時に行はれた。この制度の初の實驗である。罷免を希望する投票は、三淵忠彦長官に對する一六八萬票たらずを最多、澤田竹治郎裁判官に對する一二一萬票强を最少として、平均一三三萬票たらずが、一四裁判官の全員に等しく投ぜられた。有効投票總數は約三〇〇〇萬であるから、結局、「罷免を可とする」投票の數が罷免を可としない投票の數より多い」者はなかつたわけで、全員がその地位を保つことになつたが（最高裁判所裁判官國民審査法三二條參照）、罷免投票の數字に、問題が殘されてゐる（敢序は朝日新聞（東京）一月二七日號）。

各裁判官の受けた罷免投票は、概ね、記名の順位に從つて減少してゐるやうに見える。全員が揃つて大差のない罷免票數を記錄せられてゐることと相俟つて、この事實は、投票者の理解のほどを疑はせるものではあるまいか。第一回の實驗は、成功を收めたものとは言ひ得ないのである。

國民審査は、元來、適當な制度であるかどうか、疑はしい。明かに民意に反する裁判官があれば、十年を待たずにこれを罷免し得ることが望ましいのであり、その程度に至らぬ微妙な適格不適格の判定は、一般國民の能力を超えるところであらう。

派閥黨利の爭が國民を疲れさす機會を與へることにもなり、大向ふを意識する裁判を奬勵する虞もある。

最高裁判所そのものの業績がまだ少く、一般の啓蒙も固かなかつた上、×印をつける投票方法が誘導訊問式の不備を示したため、內容のない數字が並ぶことになつた、といふことも言へるのであるが、更に、制度そのものの缺陷を考ふべきものと思ふ。

三、新法令

僅かに、最高裁規則が二つ見えるだけで、重要な法令はない。規則は、本年第一號（一月一〇日「一般職たる裁判所職員の勤務時間に關する規則」一月一日より適用）と、第二號（同日「裁判官報酬等暫行規則の一部を改正する規則」二三年一二月一日より適用）とであつて、後者は、司法修習生の給與の改善（一八〇〇圓を五六〇〇圓に改訂）に關する。

なほ、期間中發行せられた裁判所時報二三號（昭二三年一月一日號）に、下級裁判所の部の數を定める規程（昭二三・一一・三最高裁規程二一）が掲載せられてゐる。高等裁判所（名古屋高裁金澤支部を含む）と地方裁判所（神戸地裁姫路支部、福岡地裁小倉支部を含む）との部の數を定めるものであつて、高等裁判所は、東京二四、大阪一三、名古屋・福岡六（他略）、地方裁判所は、東京三三、大阪九、京都・名古屋七、横濱六、神戸五（他略）、とせられてゐる。

四、判例

最高裁判所判例集は期間中の續刊がなかつたが、高等裁判所判例集が創刊せられた。この機會に、本欄の展望も、高等裁判所の上告審判決まで、範圍を擴張する。

（一）口頭辯論を經ないで判決をなし得る場合、その言渡期日の告知は必要であるか――。當事者に關與の餘地のない場合であるから、これを必要とすることは、たゞ形式を整へる意味をしか持たぬ。必要なしとする判旨は正當であるが、指定が不要だから告知も不要だと簡單に片づけて、指定不要の理由を說明しようとしない判決文は、餘りに事務的である。昭和二二・九・一五東高判（高裁民集一卷一號一頁）。

（二）事實認定の違法が上告理由とせられてゐる場合に、認定資料たる證據が記錄の燒失のため査閲できないときは、上告を認容すべきか棄却すべきか――。昭和二三・一・三〇東高判（高裁民集一卷一號一六頁）の提示する問題であるが、認容をも棄却をもなし得ぬ筈でありながら、その孰れかをしなければならぬ場合に關する。棄却すれば救濟の途を杜絶することになるから、認容するのが穩當であらう。判旨は結果において正當。

五、文　獻

小野木常博士の優れたテキストが公刊せられた。題して『民事訴訟法及調停法講義』といひ（日井書房）、曩に著された『強制執行法及破産法講義』の姉妹篇である。民事訴訟は「民事紛爭解決のための裁判上の手續」であるから「各種調停法および家事審判法による調停もまた、民事訴訟に屬する」とし（二四頁）、通常の判決手續のほか、人事訴訟・會社訴訟・行政訴訟から、各種調停・家事調停・特別調停までを廣く含めて、要點を實に簡かに纏めて居られる。法令の改廢も、脱稿當時の最新の狀況が忠實に織込まれてゐるから、讀者はその後數ヶ月の變遷に留意すればよい。各個の問題に關する論旨については、ここは、論評の場所でない。

團藤重光教授が、刑事法に關し、實體法と訴訟法との關係を考察して居られるのは、民事法の立場からも興味が深い（季刊法律學第五號「刑法と刑事訴訟法との關連」）。扱つて居られる關聯は、いはば形式的なそれに止つて、多少物足りないが、「一つの素描」と斷つて居られるのであるから、多くを言ふべきではない。

他に、著書として、長尾章氏『新民事訴訟法概論』（法文社）、野間繁博士『脚註民事訴訟記錄（第一審）改訂版』（巖松堂）、論稿として、江家義男教授「英米刑事證據法序說」（早法二四卷二册）等、が見える。また、民事法判例研究會『判例民事法（第二四卷上）』（有斐閣）は、昭和一九年の大審院民事の、東京大學判例研究會『判例研究（第一卷）』（有斐閣）は、昭和二二年最高および下級裁判所民事刑事の、それぞれ判例の研究に關する寄與である（後者の最高裁民事の分は、本ノート第一回分に對應する）。

（昭二四・二・一三稿）　伊東乾

勞働法

一　勞働組合法及び勞働關係調整法の改正は、昨年初頭あたりより具體的に現われて來た問題である。そして賛否兩論が行われて來たのであるが、昨年七月のマ元帥書簡に基く公務員法の改正を經て、又所謂經濟九原則が提示せられるに及んで一般勞働關係法改正の機運も頓に熟して來た。此の度勞働省から勞組法・勞調法に關する改正試案の全貌が發表されたので、これを手がかりに改正問題の經緯の概觀と二、三の點に關する私見を述べて見たい。

二、勞組法・勞調法は共に憲法改正前において公布施行されたものではあるが、それは新憲法の根本精神に反せざるものであつたし、又極東委員會の所謂勞働組合に關する十六原則に反する點を特に含むものでもなく、他の一連の勞働保護立法と相俟つて一應國際的水準を法制化したものであるから、原則的にその根本的改正を要するものではないということが出來よう。然し、何といつても戰後我が國に一擧にして而も早急に制定された勞働關係法であつてみれば、總じてそれらは勞働者の强固な階級意識を前提として順調な發達を遂げた、勞働運動の內面から自主的に贏た水準を法制化したものとは異つて、一に先進資本主義國における既成の歷史的成果をそのまゝ受けついだものであり、且つ當時審議に充分の時を費し得なかつたという事情もあつて、施行以來數年の今日、運營上一部の矛盾や缺陷を生ずるに至つたことは寧ろ當然なことゝいわなければならない。

斯くて改正の議は當初において專ら同法運營の經驗にかんがみて指摘される立法技術的な不備その他の缺陷に對する補足若しくは整備の問題として起つて來たのである。

三　そこには確かに當初において借物的性格を受けたものが實態的に我が國の特殊事情から游離していつたということが觀察されるのであつて、此の意味では現行勞働法・勞調法が單に充分なる審議を經ずして制定された爲に技術的な不備缺陷を有していたというばかりでなく、一層立ち入つた問題としては、多年の勞働運動を通じて繼續的に昂められていつた階級意識の裏付けを社會的基盤として充分に有しなかつたということが考えられるのである。そして戰後の我が國勞働組合の實勢が示しているように、壓倒的な量的發展にも拘らず、實質的には少數の組合指導者と一般勞働大衆との間には絕えず越え難い懸隔があつて、それは組合法運營の過程においていよいよ決定的なものとなつていたように思われる。こゝに我が國組合運動の弄自主的乃至非民主的な特殊性が現われていたのである。此の故に

改正問題はまた、斯る勞働運動の實情に關連して、組合の自主權と民主的運營を確立する爲には、勞働立法政策上本來好ましからぬ立法指導的改正をも一面に敢て必要とするに至つたのである。

圖　以上に見たように一には法律自體の整備的改正と、他の一には組合の自主性助長に資する立法指導的改正の要請以外に、更に我が國民經濟當面の課題たる所謂經濟九原則の實施を前にして客觀情勢は改正を決定的なものとする新たな局面をもたらすに至つた。卽ち國民經濟の興隆を基準として、積極的に勞働關係を調整する爲に一定の政策的意圖を有つ法的干渉は必須とされるに至つたのである。具體的には公共の福祉との調和という見地から組合運動の合法的限界を示そうということに他ならない。占領下の勞働政策は基本的にはポツダム宣言の根本趣旨にそうて指導され、更に國際狀勢の微妙な推移が反映し、最も直接的には連合國に主導的地位を占める米國の政策に影響されるものであるから、改正は現狀において原則的に不可避なものと見るべきであろう。たゞ斯樣に我が國民經濟が勞資一體として對外的に相互協力的責任を分ち擔うという事態は一面勞働者の階級的權益に對して相當の犧牲を强いることも免れないものであつて、斯る變態は漸次國內經濟自體の進展過程において常態に復せしめらるべきものである。若しこのような勞働者階級の過渡的後退に資本家をして乘ぜしめるようなことがあるとすれば、むしろ勞働立法政策の本質上改正は避けるべきものであるといわなければならない。

五　發表された勞働省の改正試案は、五章三十七ケ條の現行勞働組合法に新たに、不當勞働行爲、團體交渉、雜則の三章を附加して八章六十七ケ條に擴充せんとするものであり、又勞調法に關しては、特に構成上の變化はなく一部條文內容の改正に止まるものである。

(1)　先ず勞組法第二條については勞働組合の資格を詳細に規定し、使用者の利益を代表する者の範圍を明らかにしたものであるが、こゝで中心となる問題は勞働組合の自主性である。卽ち一方では使用者利益代表者の限界を徹底し、他方では、會社よりの主たる組合經費の補助を强く排除することによつて組合の自主性と獨立性を確保せしめんとするものであるが、殊に前者の場合「幹部勞働組合」を認めたことゝ關連して大きな問題である。戰後の我が國勞働組合における構成要素の不統一性は、一には組合構成の大半を占める工場勞働者の知的水準の低さが組合運營上のリーダーシップを自らとるに堪えなかつたことと、二には知能勞働者たる幹部職員が適正賃金獲得の爲には勞働組合に依存しなければ不可能であつたという經濟上の特殊事情とによつて避けられない問題ではあつた。從つて改正にあたつては勞働組合の自主獨立性を確保すると同時に、一般勞働組合員から除外される幹部の組合結成を別に認めてゆこうとする趣旨には尤もな理由が存する。たゞその際に形式的な面において組合構成の純粹性を確保すると共に、實質的に組合の內面か

らの向上を容易ならしめる爲の考慮が拂われなければ、組合は自主性を保持する上に少からぬ支障を蒙ることにもなり得よう。後者の問題については、成程組合が自主獨立を本旨とする限り、使用者に經費の補助を仰ぐということは矛盾しているといわねばならない。然し從來の改正意見の中にも使用者からの補助を禁止することは我國勞働組合の現狀からいつて理想論に過ぎるから組合が御用化しない限り財政的援助を或る程度認めることは差支ないといつたものもある位で、殊に組合專從者の賃金問題等については貧弱な組合基金を以つて賄うことの困難なるは當然で、斯樣な組合の經濟的弱點に、種々な面で資本家からつけ入られ、利用されるところとなつて組合の自主性維持の上に想わざる障害を招かざることが肝要である。何れにしても今後我が國の勞働組合が質的にも國際的水準にまで向上せんとする折から、斯うした特殊事情は過渡的なものとして早晩克服さるべきもので、組合經費の獨立を原則とすることは自主性確立のために當然過ぎることである。

(2) 不當勞働行爲については新に一章を設けて規定し、範圍の擴大と罰則の强化とをはかり、これに對する勞働委員會の積極的干渉を認めようとするものである。此の點に關しては既に昭和二十二年に行われた「關東地方勞働委員會勞働者側委員ブロック會議」によつて採擇された要求事項と、「第一回全國勞働委員會連絡協議會」の建議事項として詳細に意見が述べられているところであつて、極めて多くの事件と經驗とをへて來た規定であるだけに改めて批判の餘地なきほどのものである。從來使用者の第十一條違反により勞働者が現實に馘首され、或は不利益な扱いを受けた場合でも、勞働委員會の請求を俟つて裁判所がはじめて論じ裁定を下すことになつていたので、黑白が判明するまでは使用主の行つた辭令や處置の効力は無効とならずその間勞働者側は著しい經濟的打擊を忍ばねばならなかつた。又勞働委員會の認定にも、裁判所の違反判決にも、極めて輕微な罰則の適用以外には明文上何等特別な拘束力をも認められてなかつた爲に、使用者自らが取消されない限り、馘首や不利益な扱いを撤回せしめられることはないという大きな缺點をもつていた。此の點使用者の不當勞働行爲の中止、及び復職又は現狀回復命令を出す權限を勞働委員會に認めようとすることは妥當と思われる。たゞ此の場合には後述する如く勞働委員會そのものゝ機能に關する考慮が不可缺の要件である。

たゞこれだけ列擧的に不當勞働行爲の內容を明示するのならば何故に使用者以外の者の組合壓迫行爲（例えば暴力團等を前面に利用して行う場合）をも使用者と關連ある行爲として認めなかつたのであろうか。

(3) 團體交渉に關しても新に一章を設けている。即ち第二組合の問題に關連して、正常な團體交渉を確保する爲に、一定の單位內に數組合があつてその中から唯一の組合を決定する必要がある時は、單位內の勞働者の過半數が支持する一ッの組合（交渉組合）のみを正常な團體交渉の相手とすることが出來る

としている。これでゆくと資本家の支配下に投ずる第二組合の存在が單位内の勞働者の過半數を占めるに至つた場合、本來の組合の自主的存續が著しく脅かされることになりはしないか。又不當に多數な代表者による脅迫的な團體交渉その他一切の不當な團體交渉の拒否又は中絶を勞資双方に認めよということは當を得ているが、これと並んで使用者に正當な理由がなければ團體交渉を拒否してはならないという趣旨の應渉義務を附け加える必要はなかろうか。

なおよく問題となる有効期間滿了後の勞働協約の効力存續については、一應滿期後は期間の定めなき協約として効力を有するものとし、但しいつでも勞資いずれか一方の意思によつて終了せしめることは出來ることとしているが、更に有効期間滿了前一定の期間を以つて改廢の意思を豫告すること、及び新協約が締結されるまでの經過的効力に關することなども此の際法定する必要はなかろうか。

(4) 勞働委員會の權限並に構成に關する改正中特に問題となるのは、司法的機能の獨立という點である。不當勞働行爲や交渉組合の決定に關する爭いに對する裁定等の如き準司法的機能を勞働委員會に行わせるためには勞委の調停的機能や調査的機能におけるとは異つた委員會の構成を必要とし、又此の場合勞資委員を交えず、中立委員のみによつて取扱うという點も、早くから指摘されて來たところを認めたものである。然し勞働委員會が從來のような勸告的役割以上に、斯樣に著しく變化された機能を果してゆくためには、試案が委員の任期について現行通りとしたことは失當で、既にこれまでに任期延長と、部分交代制を主張する意見もあつたことで更に考慮を要する。殊に勞働法に關する學識經驗者による專任委員の制を認める必要もあると考えられる。

勞働關係調整法の一部改正については述べることが出來なかつたが、本試案成立の経緯についても既に賛否の聲あり、なおこれが國會に提出されるまでには公聽會その他によつて論議が充分につくされ、檢討さるべき點は決して少くないであろう。

(二四・二・一五)　　須藤次郎